

7月8日

市議会議員選挙の投票日です

投票時間 ▶ 午前7時～午後8時

市内転居の場合
市内で住所を異動し、平成13年6月22日までに転居届を出した人は、新住所での投票所での投票を行います。平成13年6月23日以後に転居届を出した人は、旧住所での投票を行います。ただし、入場券の電算処理時期により新・旧どちらかの投票所になりますので、投票所については入場券をよく確かめて下さい。

投票できない人

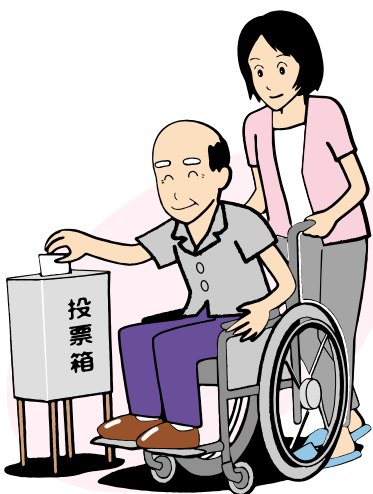
平成13年4月1日以降那覇市に転入届を行った人は、居住要件である3ヶ月を満たすことが出来ないため投票できません。
平成13年7月7日までに那覇市外に転出した人は、転出と同時に選挙権を失いますので投票できません。

投票できる人

昭和56年7月9日までに生まれた人で、平成13年3月31日まで那覇市に転入届を行い、投票日の7月8日まで引き続き那覇市に住んでいる人。

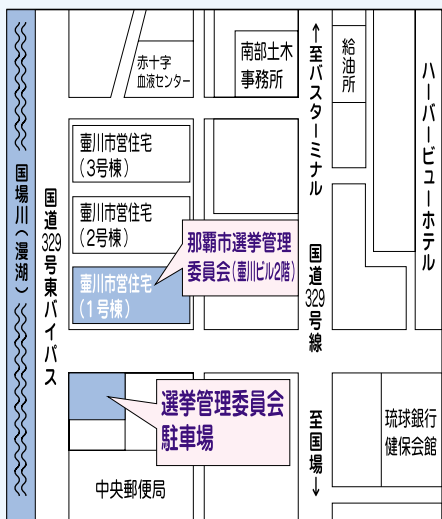
投票所入場券について

市議会議員選挙が、7月1日に告示され、7月8日に投票が行なわれます。
21世紀の最初の選挙です。この選挙にあなたの貴重な一票を投票してください。
投票所入場券の発送は、6月28日を予定しています。
券をよく確かめて下さい。



郵便投票について

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の条件を満たす人は郵便を利用して投票ができます。郵便投票には、郵便投票証明書が必要です。



不在者投票場所

点字・代理投票

目の不自由な人のために、各投票所に点字器を用意しています。
身体が不自由なため候補者の氏名等が書けない人は、係員に申し出れば補助員が立ち会ひの上で候補者の氏名等を書きます。投票の秘密は法律により堅く守られますので安心して申し出て下さい。

開票会場及び時間

市民体育館 7月8日(日)
午後9時30分開始
詳しいお問い合わせ先は、那覇市選挙管理委員会
☎833・4372
☎833・4373
FAX 833・4374

不在者投票期間及び場所

7月1日(日)～7月7日(土)
午前8時30分～午後8時
那覇市字壺川165番地(壺川ビル2階)



バリアフリーアクセス状況調査にご協力ください

6月から実施

市では、6月から市内全域でバリアフリーアクセス状況調査を行ないます。
これは、市内の道路、公園、駐車場、建物(個人住宅は除く)などが、お年寄りや障害者を持った方にとって、円滑に利用できる状態になっているかを調査し、本市の「福祉のまちづくり」を進めていく上での課題整理や基礎資料づくりに活用し、今後のまちづくりや福祉マップの作成に活かしていくのが目的です。
調査内容は、施設への出入り、施設内の移動障害者用トイレの有無や地域における福祉サービスなどで、対象は那覇市福祉のまちづくり条例に定められた生活関連施設官

市では、6月から市内全域でバリアフリーアクセス状況調査を行ないます。
これは、市内の道路、公園、駐車場、建物(個人住宅は除く)などが、お年寄りや障害者を持った方にとって、円滑に利用できる状態になっているかを調査し、本市の「福祉のまちづくり」を進めていく上での課題整理や基礎資料づくりに活用し、今後のまちづくりや福祉マップの作成に活かしていくのが目的です。
調査内容は、施設への出入り、施設内の移動障害者用トイレの有無や地域における福祉サービスなどで、対象は那覇市福祉のまちづくり条例に定められた生活関連施設官



バリアフリーが整った道路は利用者にやさしく、身体的ハンディを持っている人でも自由に歩けます。

2001年度の公益信託「那覇市NPO活動支援基金」の公開審査会が多くの市民が訪れる中、若狭公民館で行われ、助成団体(16団体)が決まりました。

【50万円コース】

福祉レクネットワーク倶楽部「おきなわ」

【20万円コース】

沖縄アレルギーを考えるシーサーの会 子どもと文化芸術交流センター「夢ぬ中」 自然なお産・育児・暮らし・MOM オキナワ月光舎 栄町市場ファンクラブ

【10万円コース】

沖縄県観光ボランティアガイド友の会 「大好き沖縄」編集部 アムネスティ・インターナショナル那覇グループ おはなしパフォーマンス・デジマミー ネパールムスタン地域開発協会沖縄支部 NPO活動啓蒙ラジオ番組制作委員会 福祉作業所つばさ 沖縄路面電車友の会 首里キューナ保存会 漫湖自然環境保全連絡協議会

市では市民・事業者・行政のパートナーシップによる「協働型まちづくり」を目指しNPO活動を応援します。

NPO助成団体決まる

市民・事業者・行政のパートナーシップを目指して

お知らせ

震災等により滅失・損壊した住宅の敷地について、固定資産税の特例措置が創設されました。

ー 平成13年度地方税法の一部改正 ー

もともと住宅用地の特例措置(税額の軽減措置)を受けていた土地について、平成12年1月2日以後に発生した震災等(震災、風水害、火災その他の災害をいいます。)が原因で家屋が滅失等した(「被災住宅用地」といいます。)ことにより、特例措置の適用の対象とはならなくなったが、一定のやむを得ない事情があると認められる場合には、その震災等の発生後2年度分の固定資産税について、これまでどおり継続して住宅用地とみなして特例措置を適用することになりました。

特例の対象となる納税義務者等

- (1)震災発生直前賦課期日(1月1日)における被災住宅用地の所有者
- (2)震災発生直前賦課期日における所有者から、震災発生までに被災住宅用地を取得した人
- (3)震災発生後に(1)(2)の人から相続により被災住宅用地を取得した人

詳しくは 資産税課 ☎862-5320

国民年金保険料免除制度と学生納付特例制度について

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な方には、申請して、承認を受けると保険料が免除される**免除制度**があります。免除を受けるためには、収入(世帯全体)が一定基準以下であるなどの条件があります。また、学生(夜間、通信課程除く)の場合は、世帯収入にかかわらず、本人の収入が一定以下(年収約133万円)であれば、申請により保険料の納付が猶予される**学生納付特例制度**があります。どちらも、申請は年度ごとに必要です。申請が遅れると、適用される期間も遅れます。手続きはお早めに!

免除、学生納付特例と未納の違い

	年金を受けるための資格期間に	将来受け取る年金額には	後から保険料を納める場合は	所得による制限
免除制度	入ります	納付した場合の1/3が反映します	10年前までさかのぼれます	世帯全体の所得が対象になります
学生納付特例制度	入ります	反映しません	10年前までさかのぼれます	本人の所得だけが対象
未納	入りません	反映しません	2年前までしかさかのぼれません	

詳しいことは 国民年金課 ☎861-6901 (本庁5階)